



Gwave Space 利用規約

平成 25 年 7 月 1 日 初版

Gwave Space 利用規約

本規約は宜野湾ベイサイド情報センター(以下、「Gwave」)の研修施設である Gwave Space(以下、「当施設」という)の利用について定めるものです。利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

「当施設」の表示

当施設の名称：Gwave Space(ジーウェーブスペース)

当施設の指定管理者：琉球インタラクティブ株式会社(以下、「管理者」)

当施設の所在地：沖縄県宜野湾市宇地泊 558-18 宜野湾ベイサイド情報センター2F

第1条(目的)

当施設は、宜野湾市の情報産業の発展ならびに情報産業分野における人材育成への貢献を目的として設置されたレンタルスペース(貸し会議室)です。

第2条(利用プラン)

当施設には次に掲げる2つのレンタルスペース(貸し会議室)があります。

1. 研修室

研修などを行うのに最適な施設です。

2. プレゼンテーションルーム

AVシステムを備えた Gwave 最大の研修施設です。セミナーなどに最適な施設です。

第3条(サービスと料金)

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例(以下、「条例」)ならびに宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例施行規則が定める施設及び附属設備の使用料を元に料金を決定しております。各プランのサービスについては別に定める「Gwave Space ご利用ガイド」をご参照下さい。

第4条(申込の条件)

当施設は次の条件の全てにご同意頂ける場合にお申込みを承ります。

1. 当施設の利用は3時間以上から承ります。利用時間は諸準備(ご入室)、後片付けを含めたお時間(ご退室)にてお申込ください。
2. 利用時間の延長は次の時間帯に利用がない場合のみ承ることが可能です。
3. お申込は利用希望日の2ヶ月前よりお受けします。
4. 条例により利用期間は5日以内と定められております。5日を超える利用をご検討の場合は特別な審査手続きが必要となりますので、管理者にご相談ください。
5. お申込はEmail 又は FAX にてお送りいただくか、当施設までご持参下さい。詳しくは「Gwave

3. 利用日の7日前～当日迄 利用料金の全額を申し受けます。

第9条(利用料の減免)

条例により管理者は公益上必要があると認めたときは、使用料を減額または免除することができます。

第10条(当施設の使用に関すること)

1. 利用者は本規約ならびに利用するサービス個別の利用規約、宜野湾市が定める条例及び規則を遵守し、第三者に迷惑をかけない善良なる意識のもとで利用できるものとしします。
2. 当施設内は全面禁煙です。喫煙は管理者が定める喫煙所を利用ください。
3. 駐車場には限りがございます。近隣の有料駐車場を利用ください。
4. 駐車場内における事故または盗難について管理者は一切責任を負うことができません。予めご了承ください。
5. 利用期間中に物品などの盗難・破損等の事故及び不足の事態等により利用者、ご来場者等に事故、汚損、紛失等が生じた場合については、当施設及び管理者に重大な過失がない限り、管理者はその責任を負いかねますので予めご了承ください。
6. 盗難、損傷などの恐れがある場合には予め事故防止に必要な対策を講じるとともに各種保険への加入をご検討ください。
7. 催事の参加者の秩序ある行動や事故防止のための案内誘導を適切に行うとともに、物品の盗難や破損などの防止するための適切な管理を行なってください。
8. 不時の災害や事故等に備えて、施設利用前に非常口、消火器の配置、避難誘導方法など確認をしてください。また、避難経路の確保を十分に行なってください。
9. 万が一、病人・事故等が発生した場合はすみやかに当施設担当者までご報告ください。
10. 施設の利用を終了したときは、すみやかに設備等を利用前の状態に戻してください。利用中に利用の停止を受けた場合も含まれます。
11. 施設の管理運営のため、利用中に当施設担当者が会場へ入る場合があります。予めご了承ください。
12. 使用後のゴミ処理は申請者が責任をもって行なってください。

第11条(使用の制限)

当施設の利用者は次の各号に該当する行為を行なってはなりません。該当する場合には施設等の使用を制限もしくは停止させていただきます。

1. 立ち入り禁止箇所への立ち入り。
2. 指定場所以外での飲食並びに喫煙。
3. 他の利用者に迷惑を及ぼす音、振動、悪臭などを発す行為ならびに物品の持ち込み。
4. 当施設内の通路および階段、廊下等の共用部分を専有することや物品を置くこと。

5. 当施設内での動物の飼育や持ち込み。(管理者の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く)
6. 当施設内において無断で物販等の営業活動を行うこと、ならびに宗教活動、政治活動を行うこと。(但し管理者の事前の承諾がある場合を除く)
7. 本建物や当施設内の通路や階段、廊下、外壁、ガラス面などに無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと。
8. 公序良俗に反する行為や、他人に迷惑をかける行為、施設等に危害を加える可能性のある行為など管理者が不適切と判断する行為を行うこと。
9. 暴力団の構成員やこれらの支配下にあるものとの関係を持つこと。
10. 申請内容に虚偽が見つかった場合。

第12条(保守点検等)

1. 管理者は当施設の防火、構造、造作及び設備等の維持保全、その他管理上必要がある場合には対象となる場所に立ち入り、保守点検を行い適切な措置ができるものとします。
2. 第1項の規定に基づく立ち入りの際、利用者は管理者の措置に協力し、立ち入りを拒否することができません。
3. 当施設は電気事業法に基づく法定点検により年に1回から数回の停電作業を行う可能性があります。利用者は予め了承し、本項に該当した停電に際し管理者になんら要求することはできません。

第13条(損害賠償)

利用者の故意または過失により、当施設や管理者、他の利用者、その他の第三者に損害を与えた場合は、管理者に直ちにその旨を通知する責任があります。加えて利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償しなければいけません。

第14条(免責事項)

次に掲げる事由により利用者が被った被害について管理者はその責を負いませんので予めご了承下さい。

1. 台風、地震、津波等の天変地異や、火災や暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、機器の故障などの偶発的な事故、その他管理者の責めに帰すことのできない事由。
2. 利用者が他の利用者や第三者により被った損害。

第15条(契約の解除)

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は利用者に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちに利用者に対し当施設の使用を中止させることができます。

1. 管理者が利用者に対し注意や催告をしたにもかかわらず是正しないとき。
2. 使用料金をお支払い頂けないとき。

3. 他の利用者や当施設、管理者に対し過度な妨害や損害を与えたとき。
4. 本規約に違反したとき。
5. 利用者と連絡がとれなくなったとき。
6. 利用者が暴力団もしくはこれらの支配下にあるものと関係者であると判明したとき
7. 管理者が契約解除を妥当だと判断したとき。

第 16 条(個人情報)

当施設の利用に伴い申請者より開示を受けた個人情報については、別に定める「個人情報保護規定」に則り、管理者は厳重に管理する義務を負います。

第 20 条(規約の改定)

本規約は管理者の都合により内容が変更されることがあります。利用者の皆様は予め承諾ください。なお、変更の際にはホームページなどで情報開示を行います。

第 21 条(協議解決)

本規約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には管理者及び会員は誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとする。

第 22 条(合意管轄)

本規約につき紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

利用者は本規約を遵守するものとし、且つ公序良俗に反することなく、当施設が円滑に運営を行えるように管理者ならびに当施設利用者と相互に協力しあうものと致します。

平成 25 年 7 月 1 日

宜野湾ベイサイド情報センター

沖縄県宜野湾市宇地泊 558-18

TEL : 098-942-8415

FAX : 098-942-8418

指定管理者：琉球インタラクティブ株式会社

沖縄県宜野湾市大山 3 丁目 11-32

TEL : 098-988-1572